

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年7月10日及び同年9月3日（平成27年（行情）諮問第445号及び同第522号）

答申日：平成28年4月18日（平成28年度（行情）答申第4号及び同第5号）

事件名：行政文書ファイル「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」につづられた文書のうち審査請求段階で税額が確定しているものの不開示決定（不存在）に関する件

行政文書ファイル「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」につづられた文書のうち審査請求段階で税額が確定しているものの不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる本件対象文書1及び本件対象文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年4月24日付け特定記号第814号ないし同第816号により特定税務署Aの税務署長（以下「処分庁」という。）が行った本件対象文書1の不開示決定（以下「原処分1」という。）及び同年5月27日付け特定記号第1073号及び同第1074号により処分庁が行った本件対象文書2の不開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、これを取り消し、開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、審査請求人が添付している資料は省略する。）。

- (1) 審査請求書（平成27年（行情）諮問第445号及び同第522号）  
請求時に最新の行政文書ファイル管理簿に記載される文書が存在しない（保有していない）はずがない。
- (2) 意見書1（平成27年（行情）諮問第445号）  
行政機関が情報公開請求に対して文書の物理的不存在を理由として不開示とした場合、通常、開示請求者は不存在ではない理由及びその根拠

や証拠を提示することが難しく、提訴しても棄却される場合が多いであろうことは、過去の判例などからも容易に想像できる。

審査会・裁判所としても手掛かりがないことについて、やみくもに行政機関に様々な検証を求めることは難しいといえる。

特に開示請求文書が行政機関の、どの部局に、また、どのような文書類の中にも収められ、保存されているのかさえ見えない状態では、行政機関が文書の物理的不存在を主張する場合にはその行政機関の保有する文書全てを検証・確認するなどの膨大な労力を投じない限り真偽は確定できないといってよい。

本件は、審査請求人に思わざる隙があったことで処分庁に油断が生じ、処分庁の虚偽が明らかになった希有な例となる。

#### ア これまでの審査請求人の迷走とその原因

審査請求人は、過去に一事務年度の異議決定書全件を特定税務署 B に開示請求し、高裁にて勝訴判決が確定している。開示された法人の異議決定書は 3 件であった。審査請求人は、大阪国税局が、巷間特定会社 A や特定会社 B その他強引な課税処分が多いといわれていることから、その傘下の税務署でも最大トップ署である特定税務署 A の更正処分数も多く、それに伴い異議申立て・不服申立て件数も特定税務署 B よりも更に多いに違いないと思い込んでいた。そのため、特定税務署 A の行政文書ファイル管理簿（以下、第 2 においては「行政ファイル」という。）のうち、法人課税の行政不服申立てを除く不服申立ての作成（取得）時期が暦年・事業年度・事務年度のいずれでもないことに不審を抱きつつも 1 行の行政ファイルに複数の不服申立て等の案件が入っているのではと解した。このような考えは、（資料 1）の行政ファイル 49 頁大中小分類がそれぞれ「個人課税関係」、「個別案件」、「申告書・決議書等関係書類」のものが備考欄により残されているものを除けば 1 年 1 行だったことからの類推であった。税務署として個人確定申告を個別に数年保存すべきものであることは当然であることから前記類型 1 行の行政ファイルには個別年度の納税者からの申告関係書類が全て含まれていると考えていた。

#### イ 理由説明書の虚偽について

諮問庁の理由説明書の 3（下記第 3 の 3）には「原処分の妥当性（本件請求文書の不存在）について 特定税務署 A 情報公開窓口へ備え付けられている行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の 77 から 78 ページには、行政文書ファイル名が「不服審査関係書類（別表第 1 に該当しないもの）」とされている行政文書が 10 件掲載されており、実際に処分庁はこれらの行政文書を保有しているところ、これらはいずれも「異議申立段階」で税額が確定した事案、あるいは、

「訴訟段階」で税額が確定している事案に係るものであり、「審査請求段階」で税額が確定した事案に係るものは存在しない。ここでいう「異議申立段階」とは、異議申立てがされ異議決定した後、審査請求されなかった事案である。次に、「審査請求段階」とは、審査請求がされ、裁決が行われた後、提訴されなかった事案である。最後に、「訴訟段階」とは、審査請求がされ、裁決が行われた後、提訴された事案である。」との記載がある。

このこと（諮問庁の10行の行政ファイルに10件の行政ファイルがあるとの指摘）から本件対応行政ファイルでは1行に1件の文書が個別対応していて、1行に複数の文書があるのではないことが分かった。

しかし、上記の諮問庁の記載の中には虚偽がある。

審査請求人は過去（資料2）の要領で情報公開請求を行い（資料3）の部分開示を得ている。これは、（資料4）の行政ファイルの77頁レコード識別番号「3088159」に該当する。

なお、特定税務署Aの情報公開担当者によれば2015年8月11日現在資料4の行政ファイルは更新されていないとのことである。資料4の上記該当文書に係る行政ファイルの作成（取得）時期欄には、2003年6月24日の日付が記載されている。これは上記該当文書の異議申立てと審査請求の日付と同じ日付である。該当文書は審査請求人が一旦は審査請求をしたものの取り下げた文書でもある（審査会にも諮問庁から諮問がされていた。）。内容を精査すれば、当該文書に係る課税処分を受けた法人納税者の税務代理をした税理士が不服申立制度に疎く、制度上同じ時期に同一案件で並立できない異議申立てと審査請求を同一日付で請求したため、課税処分の原処分庁及び大阪国税不服審判所からみなし審査請求の取扱いを受けていたことが分かる。

審査請求人は当時、当該文書を精査しておらず、その点を見過ごしただけで当該文書群には異議決定書が含まれるはずだという、とんでもない所見から審査請求を行った。後にこのことに気づき、開示請求上の審査請求人として（上記異議決定書が存在しないことを理由とする）審査請求を取り下げたものである。

本件対象文書の開示請求について、処分庁の受付日は（資料5）のとおり、2015年3月25日である。

したがって、上記日付の日は上記文書（資料3、（資料4）の行政ファイルの77頁レコード識別番号「3088159」）の保存期間満了日2015年3月31日を過ぎていないから理由書で書かれた「審査請求段階」で税額が確定した事案に係るものは存在しない。」

との主張は虚偽である。

ウ 諮問庁の別件での虚偽と本件対象文書の関係について

次に審査請求人が特定税務署Bに開示請求した参考資料の抜粋（資料6）を示す。全部で675頁のものであるが、審査請求書・異議決定書・国税不服審判所とのやり取りなどが含まれている。添付資料で異議決定書及び審査請求書ともに記載のある平成10年6月1日の更正処分日の一致から確かに同一の案件に係る審査請求書・異議決定書であることが確認できる。この事例から異議決定を経て審査請求段階で税額が確定した「不服審査関係書類」ファイルには異議決定書・裁決書が含まれていると強く推定される。

そうすると、大阪の特定税務署Aは（別件だが）資料3の部分開示において裁決書を不開示と記載せず、さらに黒塗り開示さえもしていないことから、諮問庁は当該文書の不開示部分についても虚偽を行っている可能性が強い。

上記は事例による具体例と、本件対象文書の比較対照である。次に諮問庁の内規から通常、異議決定書及び国税不服審判所の裁決書を課税処分に係る原処分庁が入手・保存していることを示す。

資料7は、過去に審査請求人が広島国税不服審判所に開示請求した「審査事務の手引き」抜粋である。当該文書149頁から150頁にかけて裁決書謄本を原処分庁に送付すると記載されている。課税処分の一部又は全部が取り消された場合、法人税は事業年度ごとの課税で課税処分の取消しに伴い課税処分を受けた以後の事業年度の法人所得等が増減する場合もあるから、原処分庁にとって裁決書が必要であることは論を待たない。その場合、一般論として課税処分の原処分庁が行政ファイル課税に係る「不服審査関係書類」以外の行政ファイルに裁決書謄本を保存することがあるのであろうか。仮に諮問庁が「不服審査関係書類」以外の行政ファイルに保存すると回答した場合、貴審査会においては回答を鵜呑みにするのではなく、さらに「それでは、裁決書はどの行政ファイルに保管しているのか」確認すべきである。具体的な回答があれば、審査請求人は開示請求により、ことの真偽を確認することになる。

次に資料8 諮問庁の不服申立事務提要（事務手続き編）の抜粋を示す。当該文書の94頁には異議決定書は、当該事案に係る「不服審査関係書類」ファイルに編てつするとの記載がある。

以上、具体事例及び諮問庁の内部文書によって、処分庁は資料3に編てつされるはずの裁決書の存在を隠した（消し去った）ことが明らかである。

資料3の行政文書について資料「行政文書開示決定明細書（付表）」

には、「裁決書」の記載はない。納税者が課税処分について不服申立を取り下げた記載文書はなく、さらに請求文書について（資料2）「不服申立段階で税額が確定しているもの」との限定を付しているので資料3に係る処分庁が「裁決書」を意図的に消したことは間違いない。

そのような実態があったにもかかわらず、当該文書にかかる審査請求を審査請求人が取り下げたことも処分庁が審査請求人を甘く見て大胆不敵な理由説明書を記載する理由となったのであろう。

#### エ 審査会が確認すべき事項について

（ア）法は開示を原則としている。しかし、これまで、諮問庁はまるで非開示が原則であるかのように原処分で多数の非開示部分を設定してきた。また、非開示の理由として個別具体的な理由より、抽象的な理由を多用してきた。諮問庁の情報公開に対する姿勢は審査請求人からすれば次のように表現できる。

「諮問庁としては、できるだけ情報を開示したくない。法による原則開示の論理に沿う攻防はいわば内線で防ぐことであり、とりあえず棄却の論理＝外線で防ぐことで対処し、場合によってはバナナのたたき売りのように小出しに開示すれば足る。」

（イ）「不服審査関係書類」ファイルの作成時期が課税に係る原処分日であること、起算日は裁決・決定その他の処分後の翌事業年度開始日であることは、特定税務署B総務課の特定職員X氏（資料9）から確認している。審査請求人は特定職員X氏との一連のやり取りにかかる連絡箋（質問中につき現在仕掛かり）の文書開示請求を本人に予告しており、質問が尽きる9月末頃には開示請求をし、開示がされれば他の審査請求人の調査事項と合わせ審査会に「第二意見書」を提出することになる。ここまでの論考では、処分庁・諮問庁が虚偽や自作自演をしてきたことにはなっても、本件対象文書が不存在ではなく、存在しているとまではいえない。なぜなら元の請求内容は異議申立てを経て不服申立てがなされたとの限定がある。審査請求人の文書特定では異議申立と審査請求の二段階で、特定を行っているので「審査請求段階」で税額が確定した事案であっても文書不存在の可能性は消えてはいない。

（ウ）そこで次に、審査会として物理的不存在の可否を容易に調査が可能であることを述べる。

（資料10 国税庁ホームページ）と国税通則法の規定から納税者は課税処分から2か月以内に異議申立て又は不服申立てを行う必要があること、異議申立てを経た不服申立ては1か月以内に行う必要があることが分かる。さらに同じ資料から異議申立てから異議決定までの目安は3か月であり、審査請求は同様に1年が目安で、過去

10年における不服申立てを1年内に処理した件数の割合は最も低い年で84.5%であることが分かる。

ここで、資料4に戻る。保存期間は10年で裁決、決定、その他の処分日つまり作成（取得）時期を起点とする。

そうすると、行政ファイル77頁から78頁の10件のうち、レコード識別番号が100912988, 3224852, 3349546は作成時期から（一律起算日とされる税額が確定した日の翌年新事業年度開始日（資料9特定職員X氏の暫定回答）の）4月1日までの期間が1年未満であるから、異議決定段階で税額が確定した可能性が高い。

同じくレコード識別番号が3105689のものは作成時期から起算日まで4年を超えているので訴訟段階で税額が確定したものである。残りの6件は作成時期から起算日までの期間が1年を超えているので少なくとも不服申立ては行われたはずである（異議申立ても合わせて行われていたかは判別し難い。）。作成時期が2003年6月24日のものは既に一部開示された資料3である。当該案件では不服申立ては行われ、取り下げられていないはずだ。

審査会におかれては、レコード識別番号3301459, 100912976, 100912959, 100915953及び3398653の5件について処分庁から閲覧を受けどのような経緯で税額が確定したのか是非とも検証されたい。

恐らく、諮問庁の理由説明書と異なり、上記5件は不服申立て段階で税額が確定しているはずである。恐らく、異議申立てがされたものも何件か存在するだろう。

(エ) 冒頭、申し上げたように、これまで処分庁が物理的不存在を主張し、開示請求者が争った事案で納税者が複数の具体的行政ファイル数件のうち、どこかに存在しているはずだとの主張をした例はないものと考えている。

諮問庁として、簡単に調査できることと思われるので、是非とも上記の確認をされたい。それほど難しくない調査もせず、諮問庁の理由説明書を鵜呑みにするのであれば、審査会の鼎（かなえ）の軽重が問われることにならないか。

審査会が調査をされないのであれば、上記5件（もっとも上記のうち、100912976については先日開示請求手続をしたところである。）全てについて開示請求することになり、さらに開示内容について審査請求をし、審査会に回ることになるというお互いに余分な労力が費やされることになる。

(オ) 注意していただきたいのは、既に処分庁は特定税務署Bと異なり

審査請求段階で税額が確定したものについて、不服審判所の裁決書その他多数の文書を隠していると認められることである。処分庁は審査会に対しても一部文書を隠蔽することは充分考えられるので、この点充分留意されたい。裁決書・異議決定書の内規による該当行政ファイルを特定することが決定的に重要である。

上記5件について、納税者の課税処分を受けた申立て等を参考に異議決定書と裁決書の有無を対照・検証されることを望む。

念のため大部だが特定税務署Bより開示された資料6を一部とする全文書を（資料11）添付する。

(3) 意見書2（平成27年（行情）諮問第445号）

審査会が公表する様々な「答申書」を読むと、審査の流れはおおむね次のようなものと推測される。

審査会は処分庁又は諮問庁の「理由説明書」と審査請求人の「意見書」を突き合わせ、重要と思われる争点を掘り起こし、諮問庁に質問や見解を問い合わせる。そこで調査を終え審議を経て「答申書」が作成される。

そうすると、審査請求人にとって、当初の諮問庁の「理由説明書」に対する反論と独自資料や事案に関する見解を述べる機会はあるものの、審査請求人の意見書提出後に諮問庁と審査会の間でどのようなやり取りがなされたかについて、「答申書」を受領するまで知る機会がないから、諮問庁への有効な反論の機会を奪われているといえる。

元々、開示請求をめぐる争いは不開示情報該当性に係る立証責任が処分庁（諮問庁）にあるとしても、一般的に情報保有者と開示請求者の情報格差は隔絶していて開示請求者のハンディーは大きい。このため処分庁の立証責任の程度が緩やかであれば、いわば自動的かつ実質的に立証責任が転換されることになるというよい。

このハンディー（片務状態）を埋め、実質的には処分庁が誠実に立証責任を果たす、又は同じことだが処分庁の立証責任の立証程度を重くする（開示請求者のハンディーを立証程度の加重により相殺する）ことによってしかなされない。

裁判外の和解や税務争訟上の不服申立前置制度に基づく国税不服審判所の制度運用では審査中に新たに提起された主張や反論も相手方に提示され（知らされ）ている。しかし、制度上、審査会の審査において諮問庁が見解の一部変更、争点に関し諮問庁から審査会にのみなされる説明など、諮問庁の理由書以外の説明が審査請求人に提示される仕組みになっていないように思われる。

情報公開に関し、審査請求人がたびたび反論権を行使することは審査期間の長期化を招くなど不服申立制度の迅速簡便性要請に反し、権利濫用に当たるケースもあり得る。

それでも、諮問庁が新たな見解やこれまでなされなかった細部の説明を審査会にした場合など、答申内容に影響がある重要な事項に対しては審査請求人にもその内容を知らせ、必要な場合には反論する機会を与えるべきではないかと考える。

開示請求に関する通常の案件においては、開示請求人の知識不足から反論し難い場合が多いと考えられるが、本件において審査請求人は逐次、諮問庁傘下の行政機関から関連事務手続等の文書を収集しており、反論可能な項目も多いと考えている。

本件について是非とも、審査請求人に反論の機会を与えてくださるよう要望するものである。

#### (4) 意見書3（平成27年（行情）諮問第522号）

異議申立処理は、相互協議事案等（相互協議の期間は異議審理を停止）を除き高い比率で申立てから3か月以内でなされている。

審査請求人の収集した大阪国税局が保有する異議決定書も日付記載がマスキングされた移転価格税制を除く事案のほとんどが3か月以内に処理されているが、処理までに1年5か月以上を要した事案があり、背景を検討した。諮問庁は、本件対象文書と関係のない処理に長期間要した他の事案をまとめて審査会に提出し、処理長期間案件が珍しくないとの印象操作を試みる可能性があるが、それらについてもこの事例のような相応の理由がある可能性が高く、そのような異例案件が特定税務署Aに集中することはあり得ない。

（資料1）の大局調査一第266号の異議決定書の特徴を列挙する。

- ① 該当文書初葉によれば、課税処分に対する不服申立てではなく異議申立人の更正の請求が認容されなかった通知処分に対する異議申立事案である。
- ② 一部取消し事案である。
- ③ 審理期間が長期間である。

また、異議決定書の内容そのものではなく、異議決定書の開示程度に特徴がある。国税庁が当初開示した異議決定書としては、異例にマスキング部分が少ない。会計監査を受けていること、所得金額や法人税額が開示され、(13)枚のうち(2)枚目の31行の特定表現、その他国名が分かる表記、特定事業など他の異議決定書開示（訴訟による開示を除く）では開示されていない事項も開示されている。最近の裁決書の当初開示においてもこれほどの開示度ではない。異議決定書・裁決書開示の模範となってほしい事例である。

審査請求人は、審理に長期間を要した原因として、審理期間内で典型的に似た事例での訴訟又は不服申立てがなされているため、その事案の判決等の結果を待って異議決定をすることにしたのか、国税庁内部で議



論があり、議論の決着を待って異議決定をしたのか、どちらかの可能性が高いと予測した。前者の原因に繋がる判例・裁決書は発見できなかった。一方、周辺の情報として（資料2）の裁決を発見した。この裁決を受けて異議申立てがなされた可能性がある。他方、後者に関しては、裁決時に近い過去において（資料3）外国税額控除の拡充がされていたことが判明した。

このことから、国税庁は、外国税額控除に関し税法の不備があることを自覚し、法の整備を待って当該異議決定を行ったことが明らかである。

すなわち、国税庁は当該不服申立てについて単に個別課税要件該当性の判断ではならず、課税要件そのものの整備を図る必要性を認めたことから審理期間が異例に長引いたと判断できる。このような事例は異例である。また、国税庁は法的整備を行ったのだから、死角はないとみなして、異例の開示度にゴーサインを出したと思われる。このことから諮問庁は異議申立人の利害よりも、国税庁の利害を第一に考えていることが見て取れる。

以上の考察から、該当異議決定その他の原因により異議決定審理が長期化することはかなりまれな事例と考えられる。諮問庁の10件のファイルのうち審査請求により税額が確定した事案はないとの理由は是認し難い。前記10件に係る開示請求が適正になされれば、作成時期から起算日までが相当期間があるファイルが全て前記のような異例のものであるといえないことは証明できるだろう。

審査請求人は諮問庁の応答や開示を請求し意見書に反映させるべく試みているが2年半に及ぶ開示延長その他の抵抗を受け、今回の意見書には間に合わなかった。

その他本事案は、平成27年（行情）諮問第445号に対する第二意見書の意見を踏襲する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨（平成27年（行情）諮問第445号及び同第522号）

#### 1 本件審査請求について

別紙2の3件及び別紙3の2件の審査請求は、特定税務署A情報公開窓口に備えつけられている行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の77ページから78ページに記載のある行政文書ファイル名「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」のうち、「納税者から異議申立てをされ異議決定がなされたのち不服申立段階で税額が確定しているもの」で、「作成（取得）時期が一番古いものから3件」の開示請求に対する不開示決定（原処分1）及び「作成（取得）時期が一番新しいものから2件」の開示請求に対する不開示決定（原処分2）に対してされたものである。

#### 2 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署Aの税務署長（処分庁）に対して、本件対象文書の開示を求めるものである。

本件対象文書の特定に当たり、上記1の「不服申立段階で税額が確定」の「不服申立段階」が「審査請求段階」を指すことについて、処分庁は審査請求人に確認している。

処分庁は、平成27年4月24日付け特定記号第814号ないし同第816号並びに同年5月27日付け特定記号第1073号及び同第1074号により、本件対象文書を保有していないとして、原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 3 原処分の妥当性（本件対象文書の不存在）について

特定税務署A情報公開窓口に備え付けられている行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の77ページから78ページには、行政文書ファイル名が「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」とされている行政文書が10件掲載されており、実際に処分庁はこれらの行政文書を保有しているところ、これらはいずれも「異議申立段階」で税額が確定した事案、「訴訟段階」で税額が確定した事案、又は、異議申立て後に当該異議申立てが取り下げられた事案に係るものであり、「審査請求段階」で税額が確定した事案に係るものは存在しない。

ここでいう「異議申立段階」とは、異議申立てがされ異議決定した後、審査請求されなかった事案である。次に、「審査請求段階」とは、審査請求がされ裁決が行われた後、提訴されなかった事案である。最後に、「訴訟段階」とは、審査請求がされ裁決が行われた後、提訴された事案である。

また、本件審査請求を受け、改めて、処分庁内の書庫及び事務室を探索したが、本件対象文書に該当する文書を処分庁において保有している事実は、確認できなかった。

したがって、処分庁において、本件対象文書を保有しているとは認められないことから、原処分は妥当であると認められる。

### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「請求時に最新の行政文書ファイル管理簿に記載される文書が不存在（保有していない）はずがない」と主張する。

しかしながら、上記3のとおり、特定税務署A情報公開窓口に備え付けられている行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の77ページから78ページに記載されている「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」は現に存在し、「審査請求段階」で税額が確定した事案に係るものは存在しないことが認められる。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分の妥当性を左右するものではない。

## 5 結論

以上のとおり、処分庁において、本件対象文書を保有している事実は認められないことから、原処分は妥当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成27年（行情）諮問第445号及び同第522号を併合し、調査審議を行った。

- ①平成27年7月10日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第445号）
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③同年8月19日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ④同年9月1日 審査請求人から意見書2を収受（同上）
- ⑤同月3日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第522号）
- ⑥同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑦同年10月15日 審査請求人から意見書3及び資料を収受（同上）
- ⑧平成28年3月25日 審議（平成27年（行情）諮問第445号及び同第522号）
- ⑨同年4月14日 平成27年（行情）諮問第445号及び同第522号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定税務署Aの行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の特定のページに記載のある行政文書ファイル名「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」のうち、「納税者から異議申立てをされ異議決定がされたのち不服申立段階で税額が確定しているもの」で、「作成（取得）時期が一番古いものから3件」（本件対象文書1）及び「作成（取得）時期が一番新しいものから2件」（本件対象文書2）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書について、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

ア 本件対象文書の特定に当たり、開示請求書に記載された「不服申立段階で税額が確定しているもの」が「審査請求がされ裁決が行われた後、提訴されなかったもの」を指すことを審査請求人に確認した。

イ 特定税務署A情報公開窓口に備え付けられている行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の77ページ及び78ページには、行政文書ファイル名が「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」とされている行政文書が10件掲載されており、特定税務署Aはこれらの行政文書を保有している。

ウ 当該行政文書10件は、①異議決定がされていない事案に係るもの、②異議決定がされた後、審査請求がされなかった事案に係るものあるいは③審査請求がされて裁決が行われた後、提訴された事案に係るものであり、審査請求人が開示を求めている「異議決定がされた後に審査請求がされ裁決が行われた後、提訴されなかった」事案に係るものは存在しない。

エ 審査請求人は、レコード識別番号3088159の行政文書について、不服申立て（審査請求）は行われ、取り下げられていないはずであるから、「審査請求段階」で税額が確定した事案である旨主張しているが、当該行政文書は、異議決定がされていない事案に係るものであることから、本件対象文書には該当しない。

また、レコード識別番号3301459、100912976、100912959、100915953及び3398653の5件についても、上記ウの①ないし③のいずれかに該当するものであるから、本件対象文書には該当しない。

(2) また、本件対象文書の探索状況等について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて確認させたところ、特定税務署Aの行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の77ページ及び78ページに記載のある「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」に該当する各ファイルを確認するとともに、特定税務署Aの担当者において各ファイルが保管されている書庫及び事務室を入念に探索したが、本件対象文書に該当する文書は確認されなかったとのことであった。

(3) 以上を踏まえて検討すると、上記(1)の諮問庁の説明に特段、不自然、不合理な点はなく、上記(2)の処分庁における探索についても、探索の範囲、方法等が不十分であるとまではいえず、その他、特定税務署Aが本件対象文書を保有していると認めるに足りる特段の事情もないことから、特定税務署Aにおいて本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右

するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、特定税務署 A において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

## 別紙 1

### 本件対象文書 1

現在、特定税務署 A 情報公開窓口に備えつけられている行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の 77 から 78 ページに記載のある行政文書ファイル名「不服審査関係書類（別表第 1 に該当しないもの）」のうち、納税者から異議申立てをされ異議決定がされたのち不服申立段階で税額が確定しているもの。ただし、作成（取得）時期が一番古いものから 3 件

### 本件対象文書 2

現在、特定税務署 A 情報公開窓口に備えつけられている行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の 77 から 78 ページに記載のある行政文書ファイル名「不服審査関係書類（別表第 1 に該当しないもの）」のうち、納税者から異議申立てをされ異議決定がされたのち不服申立段階で税額が確定しているもの。ただし、作成（取得）時期が一番新しいものから 2 件

別紙 2

	審査請求に係る処分	審査請求に係る開示請求文書
1	平成27年4月24日付け特定記号第814号特定税務署Aの税務署長の不開示決定（不存在）	現在，特定税務署A情報公開窓口に備えつけられている行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の77から78ページに記載のある行政文書ファイル名「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」のうち，納税者から異議申立てをされ異議決定がされたのち不服申立段階で税額が確定しているもの。ただし，作成（取得）時期が一番古いものから1件目
2	平成27年4月24日付け特定記号第815号特定税務署Aの税務署長の不開示決定（不存在）	現在，特定税務署A情報公開窓口に備えつけられている行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の77から78ページに記載のある行政文書ファイル名「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」のうち，納税者から異議申立てをされ異議決定がされたのち不服申立段階で税額が確定しているもの。ただし，作成（取得）時期が一番古いものから2件目
3	平成27年4月24日付け特定記号第816号特定税務署Aの税務署長の不開示決定（不存在）	現在，特定税務署A情報公開窓口に備えつけられている行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）の77から78ページに記載のある行政文書ファイル名「不服審査関係書類（別表第1に該当しないもの）」のうち，納税者から異議申立てをされ異議決定がされたのち不服申立段階で税額が確定しているもの。ただし，作成（取得）時期が一番古いものから3件目

別紙 3

	審査請求に係る処分	審査請求に係る開示請求文書
1	平成27年5月27日付け特定記号第1073号特定税務署Aの税務署長の不開示決定(不存在)	現在、特定税務署A情報公開窓口に備えつけられている行政文書ファイル管理簿(公文書管理法施行前)の77から78ページに記載のある行政文書ファイル名「不服審査関係書類(別表第1に該当しないもの)」のうち、納税者から異議申立てをされ異議決定がされたのち不服申立段階で税額が確定しているもの。ただし、作成(取得)時期が一番新しいものから1件目
2	平成27年5月27日付け特定記号第1074号特定税務署Aの税務署長の不開示決定(不存在)	現在、特定税務署A情報公開窓口に備えつけられている行政文書ファイル管理簿(公文書管理法施行前)の77から78ページに記載のある行政文書ファイル名「不服審査関係書類(別表第1に該当しないもの)」のうち、納税者から異議申立てをされ異議決定がされたのち不服申立段階で税額が確定しているもの。ただし、作成(取得)時期が一番新しいものから2件目